

特殊詐欺対策電話機等の 購入費の一部を補助します

令和元年12月12日以降に特殊詐欺対策電話機等を購入した65歳以上の方を対象に、その購入費の一部を交付いたします。

特殊詐欺対策電話機等とは

自動応答録音装置などを備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機、または固定電話機に接続する補助機のことです。



補助の対象となる方

次の要件を全て満たす方が補助の対象になります。

- ◆下野市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の方
 - ◆65歳以上の方のみの世帯、または、日中等在宅している方が65歳以上の方だけになる時間帯がある世帯の方
 - ◆世帯員全員が市税等を完納している方
- ※市または警察署より特殊詐欺撃退器の貸出を受けている方は対象外です。
※補助金の交付は1世帯1度限りです。

補助金額

購入費の4分の3以内（100円未満切り捨て）。
ただし、上限額は10,000円

STOP! 特殊詐欺



申請方法

特殊詐欺対策電話機等を購入後、安全安心課（市役所2階）で申請してください。

※申請者は対象者本人、または同一世帯のご家族とします。

【申請に必要なもの】

- ・補助金交付申請書（窓口で交付します）
- ・領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）
- ・購入した機器の機能が確認できる書類（カタログまたは説明書等の写し）
- ・印鑑
- ・申請者の通帳等、振込先のわかるもの

問合せ先 下野市 市民生活部 安全安心課 消費生活グループ
電話：0285-32-8894 FAX：0285-32-8609